



野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています

本村には「近所の庭や田畑でゴミを燃やして煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられています。

ごみをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ブロック積み等の炉あるいはドラム缶、一斗缶などで燃やしたりすることは野焼き行為に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。家庭ごみは野焼きせず、本村のごみ収集日に出してください。

※収集日はすこやかカレンダーをご覧ください。

●野焼きの例外

①国または地方公共団体がその施設の管理を行うため

(例)河川敷、道路の草焼き

②天災やその他の災害の予防、応急対策または復旧のため

③風俗慣習または宗教上の行事を行うため

(例)火祭り、どんと焼き

④農林業または漁業を営むために

やむを得ないもの

⑤たき火その他の日常生活を営むうえで通常行う廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(例)落ち葉たき

●やむを得ず行う場合は、次のことに注意してください

①水バケツなどの消火器具を準備する。

②できるかぎり複数人で行う。

③焼却中は風向きの変化に注意するとともに強風時は行わない。

④焼却中はその場を離れず、火の監視をする。

⑤建物や燃えやすい物の近くでは絶対に行わない。

⑥焼却火の残火がないことを確認してからその場を離れる。

※例外に該当する場合でも、近隣住民からの苦情がありましたら、「周辺地域の生活環境に著しい影響を与える焼却」として指導の対象になりますので、周辺への配慮をお願いします。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

自衛官募集案内

令和3年度の自衛官等を次の通り募集します。

ご希望の方はお申込みください。

●募集項目

・自衛隊幹部候補生(一般)

・第1回自衛隊一般曹候補生

・自衛官候補生

・第1回予備自衛官補(一般・技能)

●資格

・自衛隊幹部候補生(一般)

22歳以上26歳未満の方(修士課程

修了者等(見込含む)は28歳未満)

・第1回自衛隊一般曹候補生、自衛官候補生

18歳以上 33歳未満の方

・第1回予備自衛官補

【一般】18歳以上34歳未満

【技能】18歳以上で、国家免許資格により年齢上限は53歳～55歳

未満

●受付期間

・自衛隊幹部候補生(一般)

3月1日(月)～4月28日(水)

・第1回自衛隊一般曹候補生

3月1日(月)～5月11日(水)

・自衛官候補生

年間を通じて受付

・第1回予備自衛官補
4月9日(金)

●申込み・問合せ先
自衛隊愛知地方協力本部

一宮所

一宮市大江2の1の18

ワキタビル2階

☎0586-731-7522

エフエムななみ ボランティアパーソナ リティ募集

エフエムななみ(FM77.3)は、海部地域7自治体と西尾張CATVが共同して設立しました。普段は、海部地域の自治体情報や防災防犯情報等を放送しています。

今回、地域を盛り上げるラジオパーソナリティを募集します。詳しくは、クローバーTVホームページ(<https://www.clovernet.co.jp>)をご覧ください。

●問合せ先

西尾張シーエーティーヴィ株式会社

会社CS推進部編成制作G

FM担当者

☎251-8561